

問い合わせ先

海上保安庁

第四管区海上保安本部

総務部人事課長 中田 貴久治 (内線 2130)

電話 052-661-1611

平成 24 年 2 月 3 日

職員の懲戒処分の実施について

第四管区海上保安本部では、本日（3日）、下記のとおり懲戒処分を行いました。

記

1 被処分者

第四管区海上保安本部警備救難部職員

男性（58歳）

2 処分内容

減給 1 / 10 1月

3 事案概要

被処分者は、平成23年10月17日午前4時10分ころ、官用車を運転し捜査の現場へ向かっている途中に立ち寄った名古屋市内のコンビニエンスストアの駐車場において、後方の安全確認不十分のまま発進・進行し、官用車を同駐車場に停車中の車両1台に衝突させたものの、動揺していたためそのまま逃走し、後日、警察に道路交通法違反（措置義務違反）で検挙されたもの。

第四管区海上保安本部